

# 令和 6 年度

今すぐ  
準備

## 「令和 6 年度の国補助金情報と 申請のポイント」

日時：令和6年2月21日

会場：電気ビル共創館3階カンファレンスC

主催：福岡市 環境局



**EARTH TONE**  
Consulting



# 目次

- 今後の政策動向について
- 注目の補助事業について
- 補助事業活用のための準備
- 令和5年度補正、令和6年度の補助事業総覧



# 今後の政策動向について

# G7気候・エネルギー・環境大臣会合 コミュニケ(共同宣言)

## <グリーン市場の実現>

我々は、市場に基づく施策、炭素価格付け、規制的手法、グリーンで持続可能な技術への投資、及びグリーン調達など、効果的に排出量を削減する、供給側及び需要側両方の措置を組み合わせることが重要であることを認識する。

このような施策の推進において、我々は、民間及び公的主体両方が重要な役割を果たすことを強調する。

2023年4月15、16日。札幌

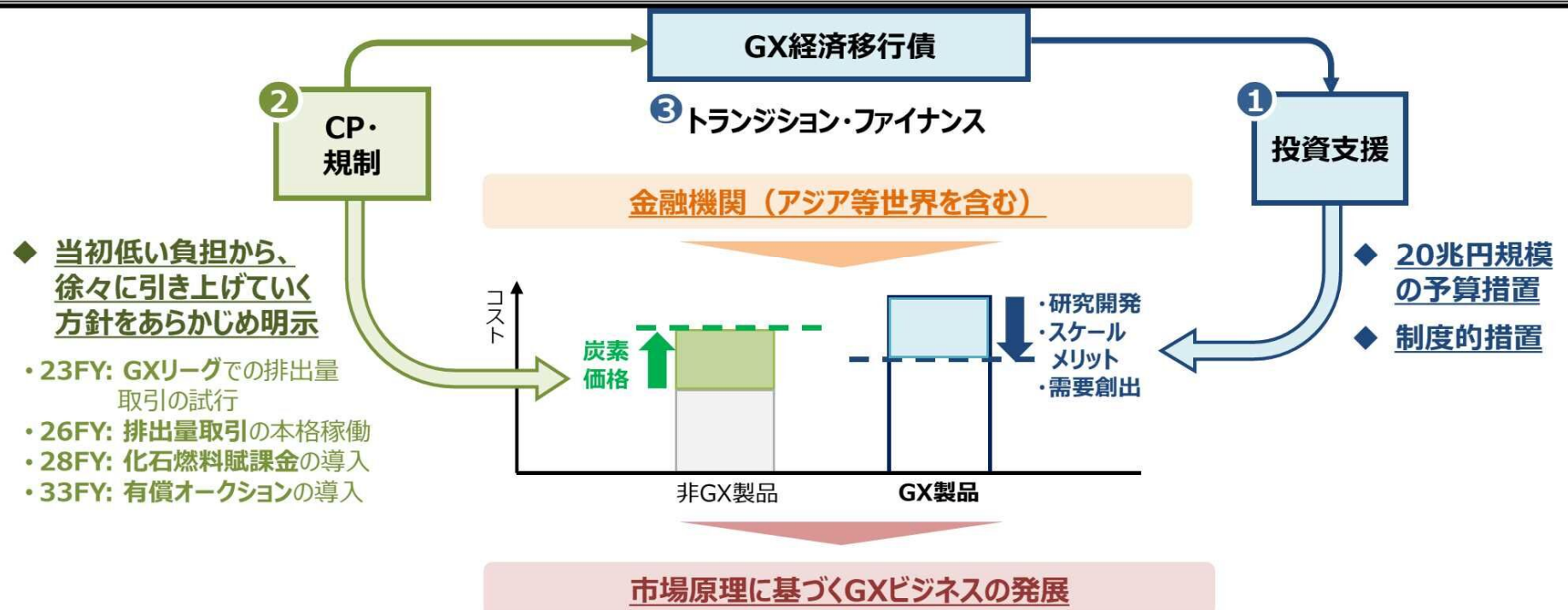


# 「成長志向型カーボンプライシング構想」による投資促進パッケージ



## ■ 「成長志向型カーボンプライシング構想」の実践により、今後10年間で150兆円超の官民GX投資を実現

- ① 20兆円規模の大胆な先行投資支援
  - ◆ 20兆円規模の予算措置
  - ◆ 制度的措置
- ② カーボンプライシング (CP) の導入 (化石燃料賦課金と、発電事業者への有償オークション等)
  - ◆ 当初低い負担から、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示
  - ⇒ 早期にGXに取り組むほど将来の負担が軽くなる仕組みとすることで、意欲ある企業のGX投資を引き出す
- ③ 新たな金融手法の活用
  - ◆ 「GX経済移行債」の発行を含めたトランジション・ファイナンスの推進 (G7コミュニケにも明記)
  - ⇒ 世界の排出量の過半を占めるアジアにおけるGXの推進





# 分野別投資戦略の対象

## 分野別投資戦略の対象

【規制・制度・その他】 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課

- GX基本方針（GX推進戦略として令和5年7月閣議決定）の参考資料として、国が長期・複数年度にわたるコミットメントを示すと同時に、規制・制度的措置の見通しを示すべく、22分野において「道行き」を提示。
- 今般、当該「道行き」について、大くり化等を行った上で、重点分野ごとに「GX実現に向けた専門家ワーキンググループ」で議論を行い「分野別投資戦略」としてブラッシュアップ。官も民も一歩前に出て、国内にGX市場を確立し、サプライチェーンをGX型に革新する。

### 分野別投資戦略と、GX型サプライチェーンの関係





# 注目の補助事業について



# 省エネルギー投資促進・需要構造転換 支援事業費



EARTH TONE  
Consulting

## 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **2,025億円** ※令和5年度補正予算額910億円

【予算】 経済産業省  
資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

### 事業の内容

#### 事業目的

本事業は、機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入などにより工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組や、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

#### 事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- 工場・事業場型：工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援
- 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善による省エネ取組を支援

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額） → 補助（2/3、1/2、1/3、1/4）

国 → 民間企業 → 民間企業等

- 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内）  
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）
- 補助率：1/2以内  
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内  
上限額：1億円

※補助対象例  
【キューボラ式】※コークスを使用      【誘導加熱式】※電気を使用

### 成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。





# 省エネルギー投資促進支援事業費

## 省エネルギー投資促進支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **300億円** ※令和5年度補正予算額250億円

【予算】 経済産業省  
資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

### 事業の内容

#### 事業目的

本事業は、産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の産業部門・業務部門における省エネ設備投資を中心とする省エネ見通しの達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応すべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

#### 事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援
- (2) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：1/3以内、上限額：1億円
- (2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内  
上限額：1億円

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



### 成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。



# 1. (1) 省エネ設備への更新支援 (省エネ補助金)

【国庫債務負担行為要求額 2,325億円】  
※令和5年度補正予算案額：1,160億円

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、**カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要**。
- そのため、工場全体の省エネ (Ⅰ)、**一部の製造プロセスの電化・燃料転換 (Ⅱ)【新設】**、リストから選択する機器への更新 (Ⅲ) の3つの類型で企業の投資を後押し。

## (Ⅰ) 工場・事業場型

※旧A B類型

- 生産ラインの更新等、**工場・事業所全体で大幅な省エネ**を図る。
- 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大)  
※先進設備の場合、2/3 (中小) , 1/2 (大)
- 補助上限額：15億円  
※非化石転換の要件満たす場合、20億円

### 食料品製造業A社 (中小企業、海水を原料とした塩を製造)

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。**3年で37.1%の省エネ**を実現予定。

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



## 新設

## (Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
- 補助率 **1/2**
- 補助上限額：**3億円**  
※電化のための機器の場合は**5億円**

【キュポラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



## (Ⅲ) 設備単位型

※旧C類型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】







# 【参考】省エネ補助金の類型

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
<b>(I)</b> <b>工場・事業場型</b> ※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業） <b>生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助</b>	<b>IBB</b> 工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。 <b>IBA</b>	<b>IBB</b> ①省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量+非化石使用量：700kI以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 <b>先進要件</b> ①省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量+非化石使用量：1,000kI以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	<b>設備費・設計費・工事費</b>	<b>中小企業等</b> <b>1/2以内</b> (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 <b>2/3以内</b> ) <b>大企業・その他</b> <b>1/3以内</b> (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 <b>1/2以内</b> )	<b>【上限】15億円/年度</b> <b>(非化石転換は20億円/年度)</b> <b>【下限】100万円/年度</b> ※複数年度事業の上限額は20億円(非化石転換は30億円) ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円(非化石転換は40億円)
<b>(II)</b> <b>電化・脱炭素燃转型</b> ※R5補正で新設 <b>主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助</b>	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 <b>対象設備は(III)設備単位型で指定される下記設備のみ。</b> ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)	<b>設備費</b> (電化の場合は付帯設備も対象)	<b>1/2以内</b>	<b>【上限】3億円</b> <b>(電化の場合5億円)</b> <b>【下限】30万円</b>
<b>(III)</b> <b>設備単位型</b> ※従来のC類型（指定設備導入事業） <b>より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助</b>	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	<b>IBC</b> 予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	<b>設備費</b>	<b>1/3以内</b>	<b>【上限】1億円</b> <b>【下限】30万円</b>

いずれの類型も複数年の申請が可能



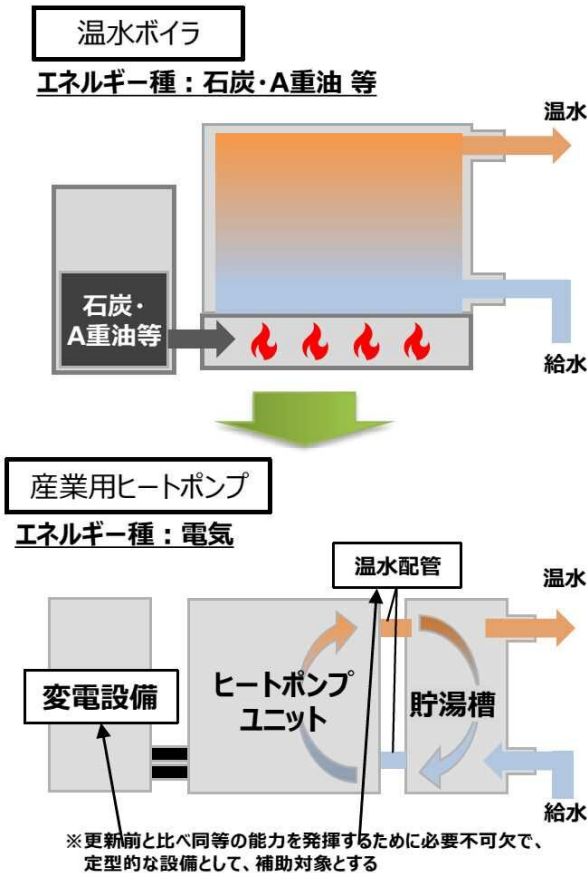
# (II) 電化・脱炭素燃転型について

## 令和5年度補正予算における省エネ補助金の(II)電化・脱炭素燃転型について

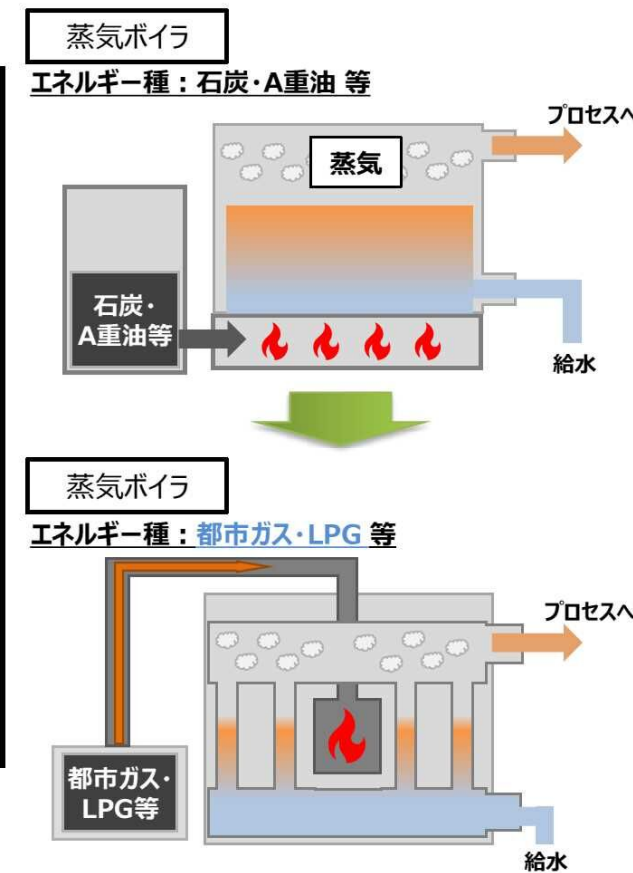
省エネ補助金の(II)電化・脱炭素燃転型は、脱炭素につながる**電化や燃料転換を伴う設備更新を補助**するものであり、中小企業等のカーボンニュートラルに必要な、定型的な設備を急速かつ大量に導入させる制度として、令和5年度補正予算で新設。

### <典型的な支援例>

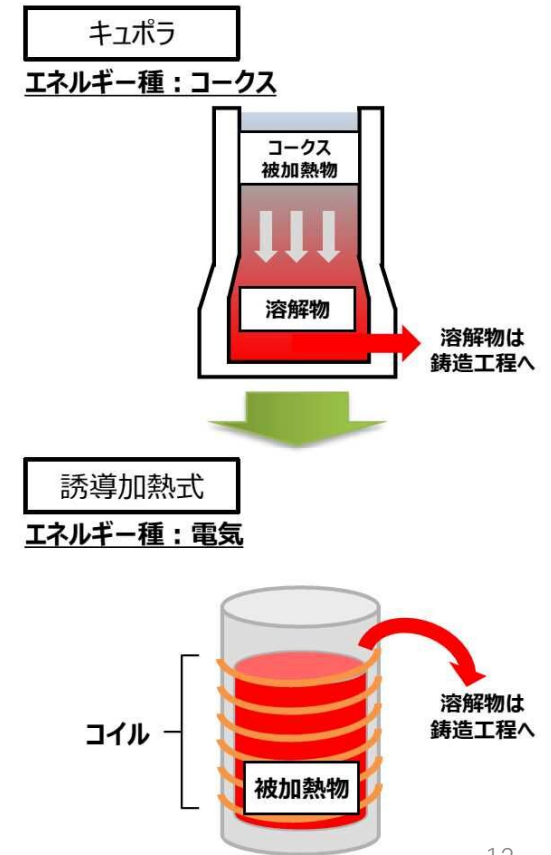
#### 低温域



#### 中温域



#### 高温域







# 【参考】省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

事業区分		Ⓐ 先進事業	Ⓑ オーダーメイド型事業
事業要件		<b>Ⓐ 先進事業</b> 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業	<b>Ⓑ オーダーメイド型事業</b> 機械設計が伴う設備または事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)へ更新等する事業
省エネルギー効果の要件 <sup>※1</sup>		申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 <b>①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上</b> <b>②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上</b> <b>③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注)</b> <small>※複数の対象設備を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと            ※非化石転換の場合も増エネ設備は対象外</small>	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 <b>①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上</b> <b>②省エネ量+非化石使用量:700kl以上</b> <b>③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注)</b> <small>※複数の対象設備を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと            ※非化石転換の場合も増エネ設備は対象外</small>
補助対象経費		<b>設備費、設計費、工事費</b>	<b>設備費、設計費、工事費</b>
補助率	中小企業者等 <sup>※2</sup>	<b>2/3以内</b>	<b>1/2以内</b> ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内
	大企業 <sup>※3</sup> 、その他 <sup>※4</sup>	<b>1/2以内</b>	<b>1/3以内</b> ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内
補助金限度額 (内は非化石申請時)		<b>【上限額】15億円/年度(20億円/年度)</b> <b>【下限額】100万円/年度</b> <small>*複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)</small>	<b>【上限額】15億円/年度(20億円/年度)</b> <b>【下限額】100万円/年度</b> <small>*複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円)            *連携事業は30億円(40億円)</small>



# 【参考】省エネルギー投資促進支援事業費

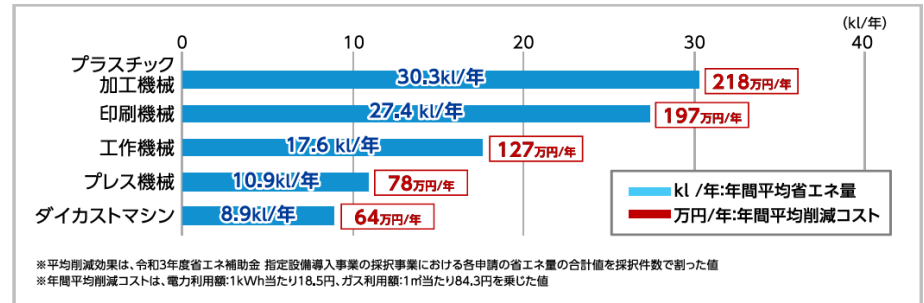
事業区分	◎指定設備導入事業																		
申請要件※1	<p><b>◎指定設備導入事業</b></p> <p>SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>ユーティリティ設備</b></p> <table border="0"> <tr> <td>① 高効率空調 (業務・産業用空調エアコン等)</td> <td>⑤ 高効率コージェネレーション</td> <td>⑧ 冷凍冷蔵設備</td> </tr> <tr> <td>② 産業ヒートポンプ</td> <td>⑥ 低炭素工業炉</td> <td>⑨ 産業用モータ</td> </tr> <tr> <td>③ 業務用給湯器</td> <td>⑦ 変圧器</td> <td>⑩ 制御機能付きLED照明器具</td> </tr> <tr> <td>④ 高性能ボイラ</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>生産設備</b></p> <table border="0"> <tr> <td>⑪ 工作機械</td> <td>⑬ プレス機械</td> <td>⑮ ダイカストマシン</td> </tr> <tr> <td>⑫ プラスチック加工機械</td> <td>⑭ 印刷機械</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>上記①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。</p>	① 高効率空調 (業務・産業用空調エアコン等)	⑤ 高効率コージェネレーション	⑧ 冷凍冷蔵設備	② 産業ヒートポンプ	⑥ 低炭素工業炉	⑨ 産業用モータ	③ 業務用給湯器	⑦ 変圧器	⑩ 制御機能付きLED照明器具	④ 高性能ボイラ			⑪ 工作機械	⑬ プレス機械	⑮ ダイカストマシン	⑫ プラスチック加工機械	⑭ 印刷機械	
	① 高効率空調 (業務・産業用空調エアコン等)	⑤ 高効率コージェネレーション	⑧ 冷凍冷蔵設備																
② 産業ヒートポンプ	⑥ 低炭素工業炉	⑨ 産業用モータ																	
③ 業務用給湯器	⑦ 変圧器	⑩ 制御機能付きLED照明器具																	
④ 高性能ボイラ																			
⑪ 工作機械	⑬ プレス機械	⑮ ダイカストマシン																	
⑫ プラスチック加工機械	⑭ 印刷機械																		
補助対象経費	<b>設備費</b>																		
補助率	中小企業者等※2 大企業※3、その他※4																		
補助金限度額	<p><b>【上限額】1億円/事業全体</b></p> <p><b>【下限額】30万円/事業全体</b></p> <p>*複数年度事業は対象外</p>																		

## 申請データ 分析結果

### 各設備区分の平均削減効果(省エネ量、削減コスト)



全業種で横断的に使われるユーティリティ設備では、設備特性や事業所で使用する平均台数から、多くの熱量が必要な工業炉、365日24時間稼働が必要な冷凍冷蔵設備、事業所に欠かせない照明や空調、熱供給の汎用設備であるボイラの順で、エネルギー消費効率の高い設備に更新した場合の省エネ効果が大きく、エネルギーコストの上昇に抑制効果を発揮します。



生産設備では、射出成型機等のプラスチック加工機械、印刷機械、工作機械の順で削減効果があります。待機電力の削減や、サイクルタイムの向上等による高効率化を図ることで、エネルギーコストの削減に大きく寄与します。



# 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



EARTH TONE  
Consulting

【予算】



脱炭素経営によるバリューチェーン全体での脱炭素化の潮流に着実に対応するための  
工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）



【令和6年度予算（案） 3,329百万円】  
【令和5年度補正予算額 4,034百万円】

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。 ※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

## 2. 事業内容

- CO<sub>2</sub>削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）**  
中小企業等による工場・事業場でのCO<sub>2</sub>削減目標・計画の策定を支援  
※ CO<sub>2</sub> 排出量を見える化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援**
  - 標準事業** CO<sub>2</sub>排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：1億円）
  - 大規模電化・燃料転換事業** 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：5億円）
    - 電化・燃料転換
    - 4,000t-CO<sub>2</sub>/年以上削減
    - CO<sub>2</sub>排出量を30%以上削減
  - 中小企業事業** 中小企業等による設備更新に対し、i) ii) のうちいずれか低い額を支援（補助上限：0.5億円）
    - 年間CO<sub>2</sub>削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO<sub>2</sub>(円)
    - 補助対象経費の1/2(円)
- 企業間連携先進モデル支援（補助率：1/3、1/2、補助全体上限5億円）**  
Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（2カ年以内）
- 補助事業の運営支援（委託）**  
CO<sub>2</sub>排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業
  - 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

## 4. 事業イメージ

① CO<sub>2</sub>削減計画策定支援 ② 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援

事業者	支援・補助
CO <sub>2</sub> 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO <sub>2</sub> 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助
CO <sub>2</sub> 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO <sub>2</sub> 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



③ 企業間連携先進モデル支援





# A計画策定事業/B設備更新事業

## 脱炭素化のステップと2つの補助事業

1 削減余地の把握・対策検討

2 実施計画の策定

3 対策実施

CO<sub>2</sub>削減目標達成

### ① CO<sub>2</sub>削減計画策定支援

#### 概要

年間CO<sub>2</sub>排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO<sub>2</sub>排出量削減余地の診断および「CO<sub>2</sub>削減計画」の策定を支援。

#### 補助率・補助上限額

3/4、補助上限は支援内容により50~100万円  
(※DX型計画策定支援は補助上限を100万円増額)

#### 特徴

CO<sub>2</sub>削減余地診断の経験豊富な「支援機関」が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。さらに、CO<sub>2</sub>削減目標と実施方法を示す「CO<sub>2</sub>削減計画」の策定を支援します。

#### 事業のながれ



支援機関の選定と、支援対象範囲の合意

採択



支援機関による現状把握と分析  
〔診断報告書〕の作成

▶



支援機関による、事業者の意向を踏まえた「CO<sub>2</sub>削減計画」の策定

### ② 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援

#### 概要

「CO<sub>2</sub>削減計画」に基づく設備更新を支援。

#### 補助率・補助上限額

- ・ A.標準事業：1/3、補助上限1億円
- ・ B.大規模電化・燃料転換事業：1/3、補助上限5億円
- ・ C.中小企業事業：CO<sub>2</sub>削減量比例型補助、補助上限0.5億円

#### 特徴

高効率設備、電化・燃料転換を伴う設備、再エネ設備など、多様な設備が対象です。必要に応じて排出量取引等を実施して、着実にCO<sub>2</sub>削減目標を達成します。

#### 事業のながれ



「CO<sub>2</sub>削減計画」の提出  
(①の支援事業で策定したものを活用できる)

採択



高効率設備や再エネ設備導入補助を活用し、「CO<sub>2</sub>削減計画」を実行

▶



目標年度のCO<sub>2</sub>排出量の算定・検証と、CO<sub>2</sub>排出量取引によるCO<sub>2</sub>削減目標の達成



## 1 CO2削減計画策定支援

CO2削減余地診断経験の豊富な支援機関が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。CO2削減目標を明示した「CO2削減計画」の作成を支援します。

### 応募要件

年間CO2排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等※

※ 中小企業等とは、中小企業基本法第2条に定義される中小企業（個人、個人事業主を除く）の他、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人・公立大学法人及び学校法人、社会福祉法人、医療法人、協同組合等、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、その他環境大臣の承認を得てGAJが適当と認める者を含みます。

※ 支援機関を選定の上、応募してください。

### 補助対象

CO2排出量削減余地の診断およびCO2削減計画の策定支援に係る委託料等（人件費、業務費、一般管理費）。交付決定前に発生した経費や、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。

※ DX型計画策定支援では、DXシステム機器及び据付費用も補助対象です。なお、データの維持管理に要する費用（ランニングコスト）は、補助対象外経費となります。

### 補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の4分の3と補助金の上限額のうち、低い額が支給されます。

支援内容	診断範囲	補助金の上限額
A/B事業向け支援	事業場全体	100万円
	複数システム	100万円
	単一システム	60万円
C事業向け支援	機器・設備	50万円

DX型計画策定支援の場合、補助上限が100万円増額となります。

◆ **A/B事業及びC事業**とは、省CO2型設備更新支援のA事業、B事業、C事業のこと。  
A/B事業向け支援を受けた場合は、省CO2型設備更新支援A/B事業（またはC事業）の優先採択枠の対象となる。C事業向け支援を受けた場合は、省CO2型設備更新支援C事業の優先採択枠の対象となる。

### 【事業連携】優先採択

①CO2削減計画策定支援の採択事業者は、策定したCO2削減計画を利用することで、②省CO2型設備更新支援の優先採択枠の対象となります。支援を受けた年度を含めて4カ年度以内の②省CO2型設備更新支援に応募できます。

CO2削減計画



◆ **DX型計画策定支援**とは、工場・事業場へDXシステム（少なくとも1時間ごとにエネルギー使用量等を計測・記録できるシステム）を導入し、その計測結果に基づき、運用改善等を含む実施計画策定の支援を行うもの。

出典：SHIFT事業パンフレット 17

## 2 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援

「CO<sub>2</sub>削減計画」に基づく設備更新に対して3つの支援メニューにより補助金を交付します。

### 応募要件

年間CO<sub>2</sub>排出量50t以上の工場・事業場に対してCO<sub>2</sub>削減計画を策定済みである事業者（①CO<sub>2</sub>削減計画策定支援を利用していなくても、指定の様式を用いて事業者がCO<sub>2</sub>削減計画を策定する場合も含まれます。）

工場・事業場の所有者と補助対象設備の所有者が異なる場合は、共同申請となります。

### 補助対象

以下の対象設備機器の導入・更新に係る経費（工事費、設備費、測量・試験費等）。交付決定前に発生した経費や、既存設備の撤去・移設・廃棄費、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。

#### (1) エネルギー使用設備機器



高効率化あるいは電化・燃料低炭素化した産業・業務用設備機器や生産設備

#### (2) エネルギー供給設備機器



低炭素燃料供給設備および受変電設備  
再生可能エネルギー発電設備・太陽熱供給設備・コジェネ発電設備  
(発電設備、熱供給設備は100%自家消費する場合に限る)

### 補助率及び補助金の上限額

事業の種類	事業概要	要件	補助率	補助金の上限額
A.標準事業	一定割合以上のCO <sub>2</sub> を削減する計画に基づく設備更新を補助	①工場・事業場単位 (年間CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標が15%以上)	1/3	1億円
		②主要なシステム系統 (年間CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標が30%以上)		
B.大規模電化・燃料転換事業	大規模な電化・燃料転換を伴う設備更新を補助	主要なシステム系統で以下の i) ~ iii) をすべて満たす事業 i) 電化・燃料転換 ii) CO <sub>2</sub> 排出量を4,000t-CO <sub>2</sub> /年以上削減 iii) CO <sub>2</sub> 排出量を30%以上削減		5億円
C.中小企業事業	CO <sub>2</sub> 削減量比例型の設備更新補助	以下の i) ii) のうちいずれか低い額を補助 i) 年間CO <sub>2</sub> 削減量×法定耐用年数×7,700 (円) ii) 補助対象経費の1/2	0.5億円	

※ 要件を満たす場合は、A事業およびB事業の併願可

※ **主要なシステム系統**とは、工場・事業場に存在する [機器本体+付属設備] を基本とする多様なシステム系統のうち、事業者が主要と考えるシステム系統のこと。対象範囲を明確にすることを条件に、事業者が任意で定義する。

出典：SHIFT事業パンフレット 18





①CO <sub>2</sub> 削減計画策定支援 公募期間	令和5年5月15日（月）～7月14日（金）
②省CO <sub>2</sub> 型設備更新支援 公募期間	令和5年5月15日（月）～6月15日（木）

※応募状況により追加公募を実施する場合があります。



### ■ ① CO<sub>2</sub>削減計画策定支援 のスケジュールに関する留意事項

- ・ 公募開始日から先着順に審査を行い、募集予定件数を越えた時点で公募期間中でも締切となります。
- ・ 事業完了後には、計画した内容の進捗を報告する義務があります。補助事業の完了日の属する年度の終了後、3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に過去1年間の対策の実施状況及びCO<sub>2</sub>排出量の実績等について報告する必要があります。また、報告期間中に少なくとも1つ以上の対策を行うことが義務づけられています。省CO<sub>2</sub>型設備更新支援に採択され実施した場合、CO<sub>2</sub>削減計画策定支援の報告義務は終了します。

### ■ ② 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援のスケジュールに関する留意事項

- ・ A/B事業では、応募時に設備導入年度として1～3年間を選択することができます。C事業の設備導入年度は単年度です。
- ・ A/B事業において複数年度に渡る設備導入が認められた場合でも、各年度交付申請が必要です。なお、各年度の事業完了日から翌年度の交付決定日までは事業実施できません。もし翌年度の交付決定日以前に事業開始する必要がある場合は、所定の申請書を提出して承認を受けてください。
- ・ A/B事業での採択者は設備導入年度に「SHIFTシステム」に登録し、削減目標年度に発行される排出枠を償却することにより、着実に目標達成することが求められます。

#### 採択後の主なスケジュール（A/B事業）

設備導入年度（N年度）	削減目標年度（N+1年度）	調整・自主削減年度（N+2年度）	報告年度（N+3年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SHIFTシステム登録申請</li> <li>・ 基準年度算定報告書の検証受検</li> <li>・ 検証済基準年度算定報告書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出枠の発行</li> <li>・ 排出枠の取引・償却</li> <li>・ 排出量のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出枠の取引・償却</li> <li>・ 目標年度算定報告書の作成</li> <li>・ 目標年度算定報告書の検証受検</li> <li>・ 検証済目標年度算定報告書の提出</li> <li>・ 目標達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定報告書の作成</li> <li>・ 算定報告書の提出</li> </ul>

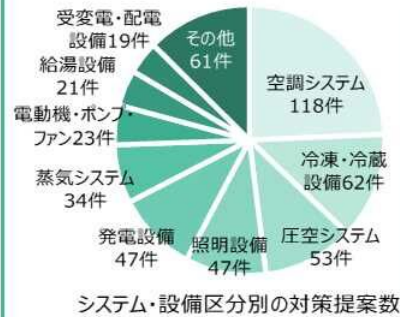
出典：SHIFT事業パンフレット 19



# 申請の傾向について

## 令和3年度及び令和4年度の参加事業の傾向

令和3年度及び令和4年度では、72事業が①CO<sub>2</sub>削減計画策定支援を受けました（工場：35件、事業場：37件）。支援機関は、1事業あたり平均7対策を提案しています（最終的に事業者が「実施する」と判断した対策で実施計画を策定）。



### 支援を受けた事業者の声

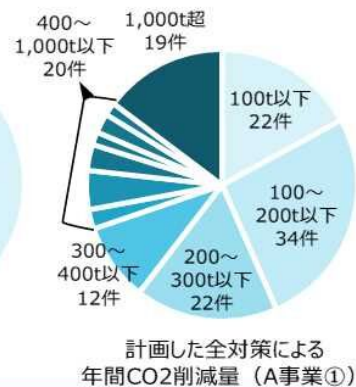
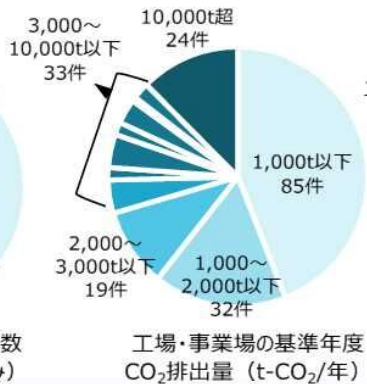
CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断を受けたことがあり、とても効果的であった。今回は別の工場・事業場でも同様の診断と計画策定支援を受けたいと思い、応募した。省エネや脱炭素化を専門とする者が社内にはないので、外部の専門家に協力してもらい、さまざまな対策の掘り起こしをしたかった。SBT認証の取得も検討したい。

### 計画されたCO<sub>2</sub>削減対策の例

- ・ 空調設備の更新（吸収冷温水機からヒートポンプチラーへ）
- ・ 蒸気ボイラ／燃焼炉の更新（重油・灯油式からガス式へ）
- ・ 給湯設備の更新（温水ボイラからヒートポンプ給湯機へ）
- ・ 太陽光発電設備の導入
- ・ 蒸気配管の断熱、蒸気ドレンの回収
- ・ 空気圧縮機の圧力低減、エア漏れ防止対策の実施、など

## 令和3年度及び令和4年度の参加事業の傾向

令和3年度及び令和4年度では、193事業が②省CO<sub>2</sub>型設備更新支援を受けました（工場：81件、事業場：112件）。



### 補助対象対策の例

- ・ 空調設備の更新
- ・ 蒸気ボイラの更新（重油からガスへ）
- ・ 給湯設備の更新（ヒートポンプ・ガス燃焼併用）
- ・ 冷凍冷蔵ショーケースの更新
- ・ 射出成形機の更新（油圧式から電動式へ）
- ・ 太陽光発電設備の導入





# 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業



EARTH TONE  
Consulting

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

## 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和6年度予算案額 **57億円（68億円）**

### 事業の内容

#### 事業目的

大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。

#### 事業概要

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援  
超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援  
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m<sup>2</sup>以上、既築：2千m<sup>2</sup>以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。
- (3) 次世代省エネ建材の実証支援  
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する。

※（1）については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与する。  
令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。





【予算】

デコ活  
くらしの中のエコろがけ



環境省

# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

## 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和6年度予算（案） 4,719 百万円】  
【令和5年度補正予算額 6,171 百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

### 1. 事業目的

- 2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- 建築物等において外部環境変化への適応強化、付加価値向上を進め、快適で健康な社会の実現を目指す。

### 2. 事業内容

#### (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携）

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB普及促進支援事業
- ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資する設備機器等の導入を支援する。また、既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果の調査を支援する。

#### (2) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携）

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。また、クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設へ支援を行い、平時の省CO2化と熱中症対策・レジリエンス性能の向上を目指す。

#### (3) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携）

省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することでサステナブル倉庫モデルの普及を図り、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

### 4. 事業イメージ



#### 施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及





# (1)ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

## (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

### 1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

### 2. 事業内容

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)
- ②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)  
ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。  
・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業  
・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (2/3~1/4 (上限3~5億円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

### 4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

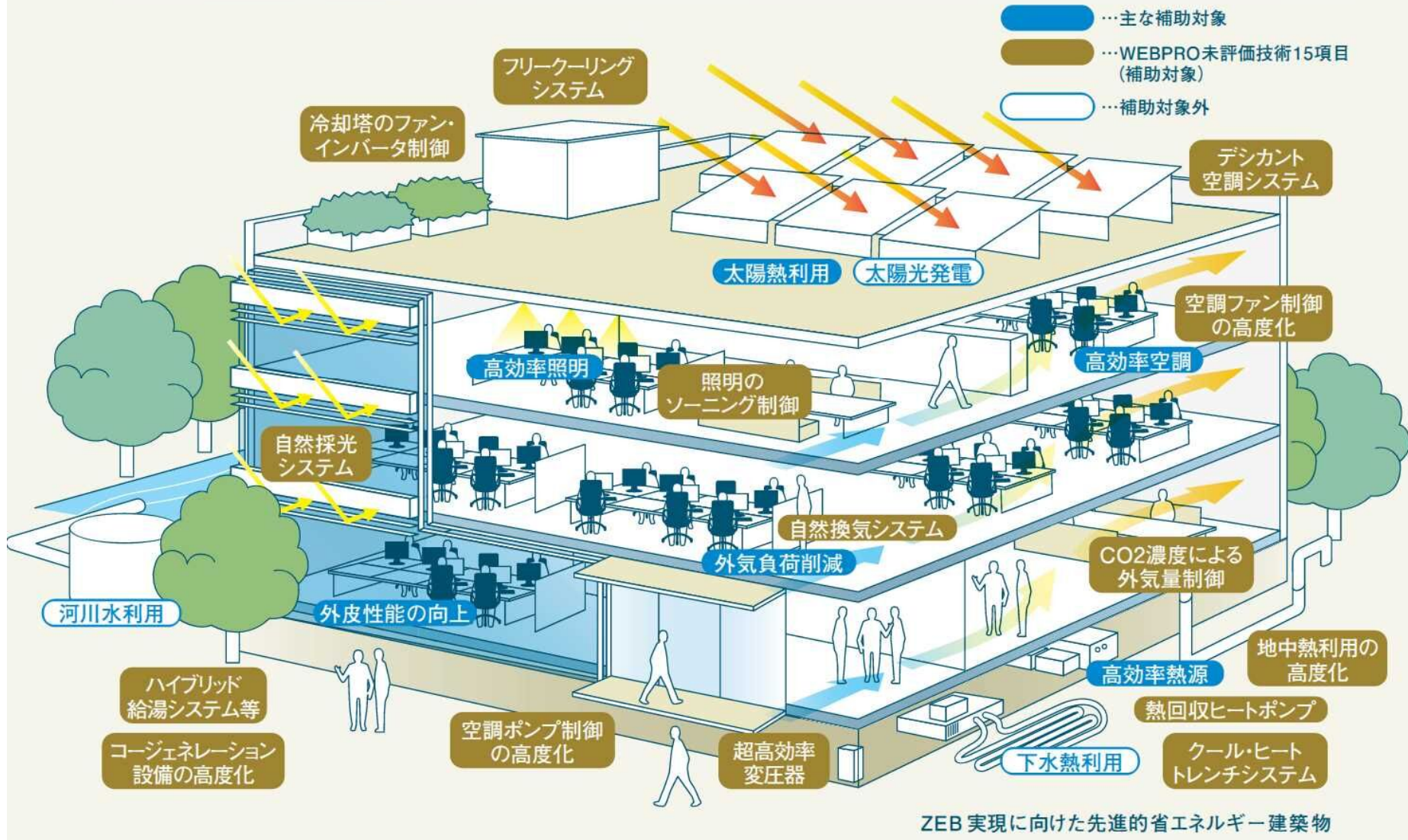
- ※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。
- ※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
- ※3 延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。





# ゼロエネルギービル の概念図

## ZEB概念図



出典：環境共創イニシアチブ公募要領より



# ZEBのレベル

## ■ZEBの判断基準(定量的な定義)

ZEBは、以下の定量的要件を満たす建築物とされています。

名称		基準値からの削減率		
		創エネ除く	創エネ含む	
『ZEB』		50%以上かつ	100%以上	
Nearly ZEB			75%~100%未満	
ZEB Ready			50%~75%未満	
ZEB Oriented	建物用途	事務所等、学校等、工場等	40%以上	—
		ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	30%以上	—

- 創エネ(再生可能エネルギーによる発電)は自家消費分および余剰売電分に限る(設置場所は敷地内)。
- 計算方法は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)またはこれと同等の方法による計算で「その他負荷」を除き設計時で評価します。

詳しくは「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」を確認してください。

## ■ZEBとは(定性的な定義)

**『ZEB』** 年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物

**Nearly ZEB** 『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物

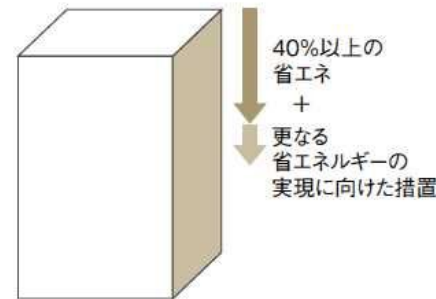
**ZEB Ready** 『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

**ZEB Oriented** ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実施に向けた措置を講じた建築物

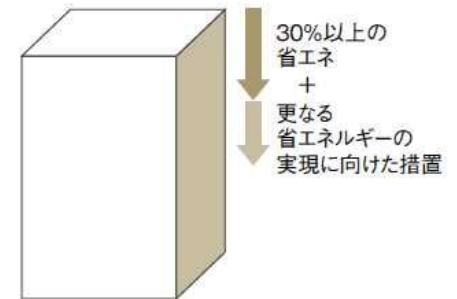
## ZEB Orientedとは .....

評価対象は延べ面積10,000㎡以上の建築物に限る

A.事務所等、学校等、工場等



B.ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等



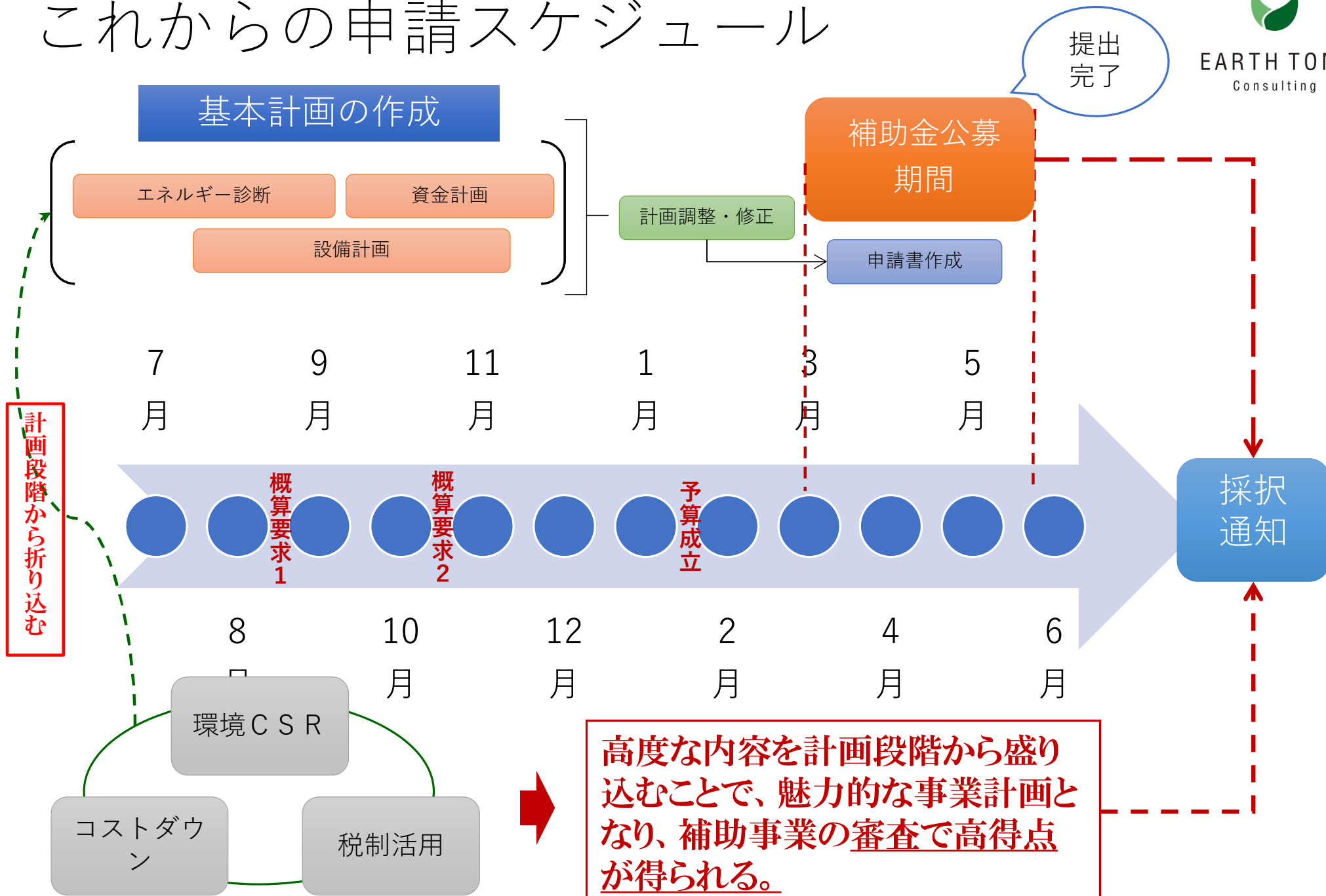


# 補助金活用のための 準備はできてますか？

補助事業で採択されるためにはコツがあります！意外と知られていませんが、事前準備が勝敗を大きく左右します。



# これからの申請スケジュール





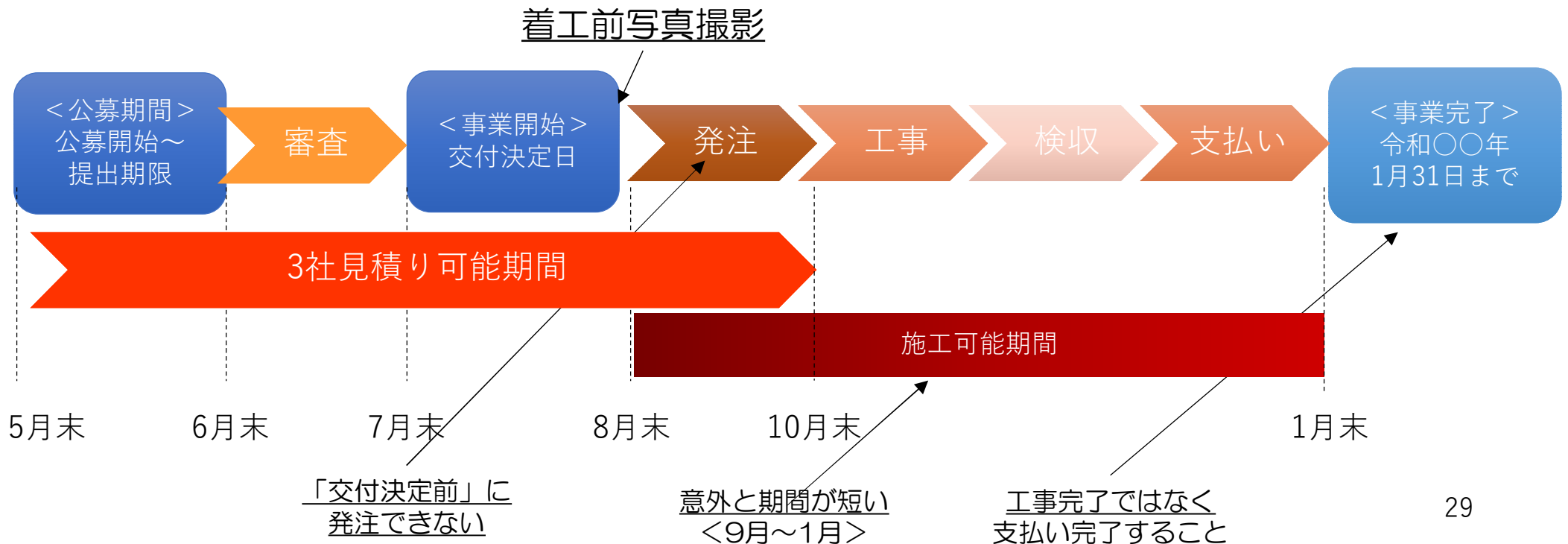


# 事業計画とスケジュール

～交付決定から事業完了まで～

## < 事業期間 >

交付決定前に契約や発注をすると、補助金の不正受給になるので注意。「事業完了」は支払いの完了を示す。





# 自社の基本情報を正確に把握する

■補助金の情報や更新設備の検討をする前に、自社の基本  
条件を正確に把握することが極めて重要です。この確認で  
補助事業を活用できるかのおおよその判断ができます。

<チェック項目の例>

■建築物の分類    ■業種    ■企業の規模    ■工事内容    ■実施体制

■資金計画    ■図面の有無（現状・既設の図面）    ■工事スケジュール

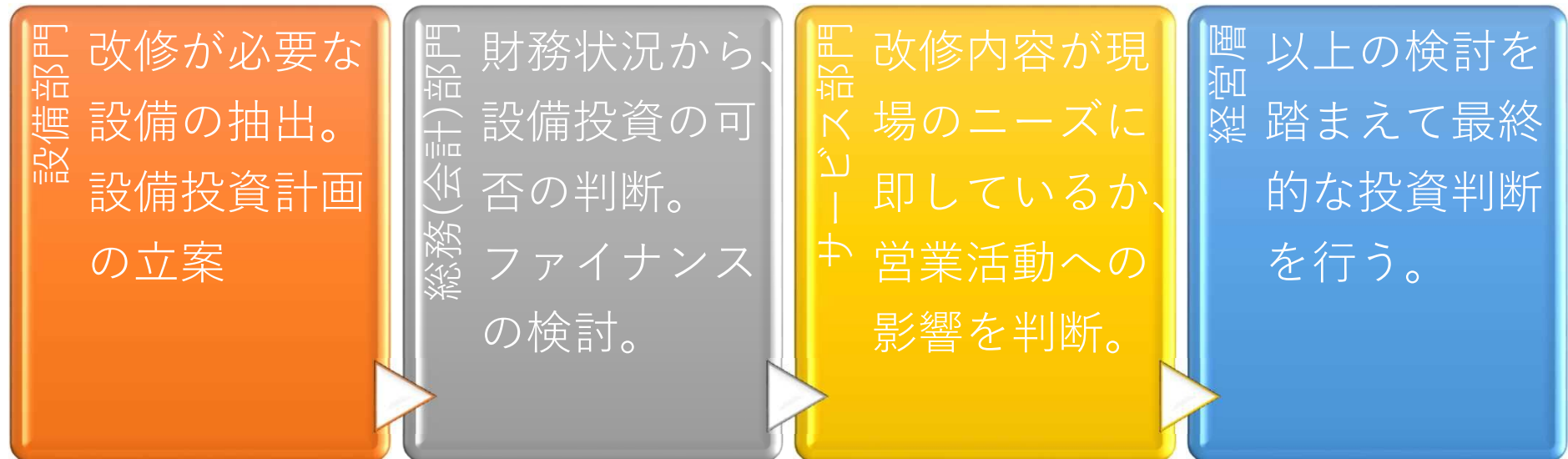
## ◆チェックの際の留意点◆

「業種」や「企業の規模」（中小企業か大企業か）は業種分類や現在事項  
全部証明書などを参照して正確に判断する。図面の有無は、実際に図面を  
確認し、竣工図であることを見極める。



# 社内のキーマンを押さえる

設備担当者の思いだけでは設備投資は実現できません。総務（会計）、サービス（現場）等、各部門のキーマンの協力を取り付けることが重要。



このような段階を経て、制度利用（補助事業等）の検討が可能になる。



# 関係者間の業務分担の明確化

**申請では複数の事業者が共同して作業を行う必要がある。  
それぞれの役割を明確にして作業を進めないとうまく進  
捗しない。**

以下項目について作業開始前に決定する。

- 自社が行う作業について  
(エネルギーデータ、決算書、登記簿の提出など)
- 販売会社が行う作業について  
(参考見積の提出、顧客提出資料の回収など)
- 工事会社が行う作業について  
(現地調査、更新前後図面作成、エネルギー計算など)
- その他関係者が行う作業について



# チームを編成する

## メンバーの候補（例）

- ・ゼネコン（新築の場合）
- ・専門工事会社（空調・照明・熱源関連・受変電設備などを工事する企業）
- ・設計士（新築の場合）
- ・エネルギーの専門家
- ・補助事業申請業務を行う者

特に重要

（原則社内担当者で対応、業務負担が多い場合はコンサルタントなどを活用する）

補助事業工事の実績が豊富で、組織的対応力のあるパートナーを見つけることが重要。

各専門家のチームワークが大変重要です。チーム編成と目標の共有化には時間がかかります。少なくとも補助事業申請の6ヶ月前には編成を行うことが理想的です。



# やってはいけない3カ条

**補助事業の採択後には入札があるということを前提として、施工会社にサポート依頼出来ることと、出来ないことを明確にする。**

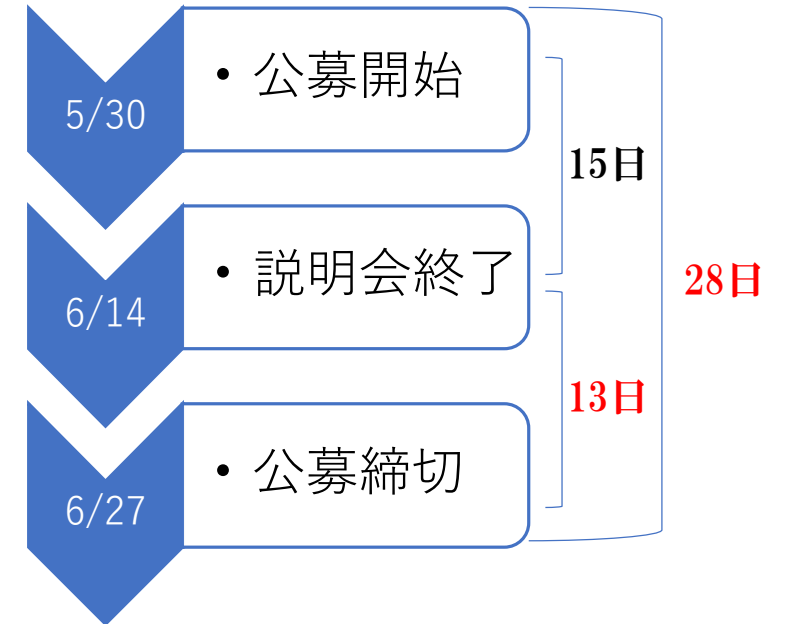
- 補助事業採択前に契約(工事)しない！
- 竣工図を信用して更新機種を選定しない！
- 安易に省エネルギー計算を頼まない！
  - ・ 業種・業態でエネルギー構成が異なることを理解しているか？
  - ・ 空調、給湯、冷設ポンプなど動力系の計算は専門家の助言が必要。

(メーカーの提案書[計算書]は使えないことが多い。⇒あくまで営業提案の資料であり、実際に実現できる省エネ量を計算したものではない)



# スケジュールを確認する

	年間予定	申請者	S I I
公募期間	公募説明会 5/30~6/14	交付申請書作成提出	公募情報開示 ホームページ ↓ 公募説明会 (全国各地にて開催) ←
	公募期間 ※ 5/30~6/27		公募受付 ←
選考	交付決定 ※ 8/上旬 (予定)		↓ 交付申請書審査、選考 (有識者による審査委員会) ↓ 交付決定通知



公募開始～公募締切まで28日！説明会～公募締切まで13日！  
 公募が開始されてから申請準備をしても絶対に間に合いません！  
 ○前年度の募集要項を参考に、数か月前から事前準備をしなければなりません！  
 ○事前準備の善し悪しで勝敗が決まります！





EARTH TONE  
Consulting



ご清聴誠にありがとうございました。  
皆様の省エネルギー事業の成功を心より  
お祈り申し上げます。

講演内容へのお問い合わせ先：株式会社アーストーンコンサルティング  
担当：鋤田（くわた）

Tel: 0 9 2 - 2 9 2 - 1 7 0 1 e-mail: t\_kuwata@earth-tone.jp

37





# 令和5年度補正、令和6年 度の補助事業総覧

カテゴリーごとに整理をしています。補助事業を比較・検討される際のご参考資料です。



種別	対象設備・内容	事業名	ページ数
高効率設備への更新	先進的省エネ設備、システム、BEMS等（省エネ）	省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費	42
	空調、照明、コンプレッサー、モーター、変圧機、給湯、冷凍機、工業炉、工作機械、印刷機、射出成型機等	省エネルギー投資促進支援事業費	43
	省エネ設備等（省CO2、電化）	工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業	44
	ZEB。省エネ設備等	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業	45
	省エネ・再エネ設備等（省CO2）	国立公園利用施設の脱炭素化推進事業	46
	空調、照明、断熱	業務用建物の脱炭素化加速化事業	47
再エネや蓄電設備等の導入	省エネ・再エネ設備、EV充放電設備等（省CO2）	国立公園利用施設の脱炭素化推進事業	49
	ZEH、蓄電システム、V2H、断熱	集合住宅の省CO2化促進事業	50
	太陽光発電設備、蓄電池	ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	51
	太陽光発電設備、再エネ等（熱、バイオマス）	新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	52、53
	太陽光発電設備(オフサイト)、蓄電池	需要家主導太陽光発電導入促進事業	54
エネルギーや冷媒等の転換	GHP、コージェネ、ジェネリンク等	災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入主演事業	56
	自然冷媒冷蔵・冷凍機器	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	57
次世代自動車の普及促進	省エネ・再エネ設備、EV充放電設備等（省CO2）	国立公園利用施設の脱炭素化推進事業	59
	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット、電動2輪	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	60
	業務省自動車のEV化（タクシー、バスなど）	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業	61
	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット	商用車の電動化促進事業	62



種別	対象設備・内容	事業名	ページ数
ZEB・ZEHの普及促進	ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入支援	ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	64
	ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入支援	LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業	65
	ZEH、蓄電システム、V2H、断熱	集合住宅の省CO2化促進事業	66
調査・実証支援	CO2削減計画策定	工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業	68
	ZEB、ZEH、省エネ建材の実証	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業	69
	木材再利用の方策等検証、省CO2改修調査支援	ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	70
	ZEB化推進にかかる調査、検討	LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業	71
	省エネ住宅普及に向けた調査	集合住宅の省CO2化促進事業	72
	新たな再エネ手法導入に係る調査	新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	73
	フロン類対策による省CO2効果の検証	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	74
	改修した建築物のデータ管理・分析	業務用建物の脱炭素化加速化事業	75





# 高効率設備への更新

# 省エネルギー投資促進・需要構造転換 支援事業費



EARTH TONE  
Consulting

## 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **2,025億円** ※令和5年度補正予算額910億円

【予算】 経済産業省  
資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

### 事業の内容

#### 事業目的

本事業は、機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入などにより工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組や、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

#### 事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- 工場・事業場型：工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援
- 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善による省エネ取組を支援

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額） (2/3、1/2、1/3、1/4)

国 → 民間企業 → 民間企業等

- 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内）  
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）
- 補助率：1/2以内  
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内  
上限額：1億円

※補助対象例  
【キューボラ式】※コークスを使用      【誘導加熱式】※電気を使用

### 成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。





# 省エネルギー投資促進支援事業費

## 省エネルギー投資促進支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **300億円** ※令和5年度補正予算額250億円

【予算】 経済産業省  
資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

### 事業の内容

#### 事業目的

本事業は、産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の産業部門・業務部門における省エネ設備投資を中心とする省エネ見通しの達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

#### 事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援
- (2) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：1/3以内、上限額：1億円
- (2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内  
上限額：1億円

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



### 成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。



# 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



EARTH TONE  
Consulting

【予算】



脱炭素経営によるバリューチェーン全体での脱炭素化の潮流に着実に対応するための

## 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）



【令和6年度予算（案） 3,329百万円】

【令和5年度補正予算額 4,034百万円】

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

### 1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。 ※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

### 2. 事業内容

- CO<sub>2</sub>削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）**  
中小企業等による工場・事業場でのCO<sub>2</sub>削減目標・計画の策定を支援  
※ CO<sub>2</sub> 排出量を見える化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援**
  - 標準事業** CO<sub>2</sub>排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：1億円）
  - 大規模電化・燃料転換事業** 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：5億円）
    - 電化・燃料転換
    - 4,000t-CO<sub>2</sub>/年以上削減
    - CO<sub>2</sub>排出量を30%以上削減
  - 中小企業事業** 中小企業等による設備更新に対し、i) ii) のうちいずれか低い額を支援（補助上限：0.5億円）
    - 年間CO<sub>2</sub>削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO<sub>2</sub>(円)
    - 補助対象経費の1/2(円)
- 企業間連携先進モデル支援（補助率：1/3、1/2、補助全体上限5億円）**  
Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（2カ年以内）
- 補助事業の運営支援（委託）**  
CO<sub>2</sub>排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業
  - 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

### 4. 事業イメージ

- CO<sub>2</sub>削減計画策定支援
- 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援

事業者	支援・補助
CO <sub>2</sub> 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO <sub>2</sub> 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助
CO <sub>2</sub> 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO <sub>2</sub> 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



### ③ 企業間連携先進モデル支援



# 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業



EARTH TONE  
Consulting

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

## 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和6年度予算案額 **57億円（68億円）**

### 事業の内容

#### 事業目的

大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。

#### 事業概要

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援  
超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援  
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m<sup>2</sup>以上、既築：2千m<sup>2</sup>以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。
- (3) 次世代省エネ建材の実証支援  
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する。

※（1）については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与する。  
令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。



# (3) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業



## 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

### (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業



ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

#### 1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践するサステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿舍事業施設等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

#### 2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

- 補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舍事業者等）
- 補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備
  - ・再エネ設備（原則として導入が必要）
  - ・省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）
  - ・EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）
- 補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）
  - ①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと
  - ②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと
  - ③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光のみ1/3））（上限7,500万円）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

#### 4. 事業イメージ

ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化

補助対象設備

再エネ設備 (原則導入)	省エネ設備 (空調・断熱改修等)	充放電設備
	30%以上の省CO2	

補助要件

＋ <①～③の要件を全て満たす場合に補助>

①インバウンド対応	【例】
	トイレ洋式化 和洋室整備 国際認証取得
②脱炭素に関する取組の周知	
③地方公共団体実行計画区域施策編の策定	

ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化





# 業務用建築物の脱炭素加速化事業

## 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和5年度補正予算（案）11,100百万円】  
※4年間で総額33,929百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指す姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、商業施設や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、くらしの質の向上を図る。

### 2. 事業内容

#### ①業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

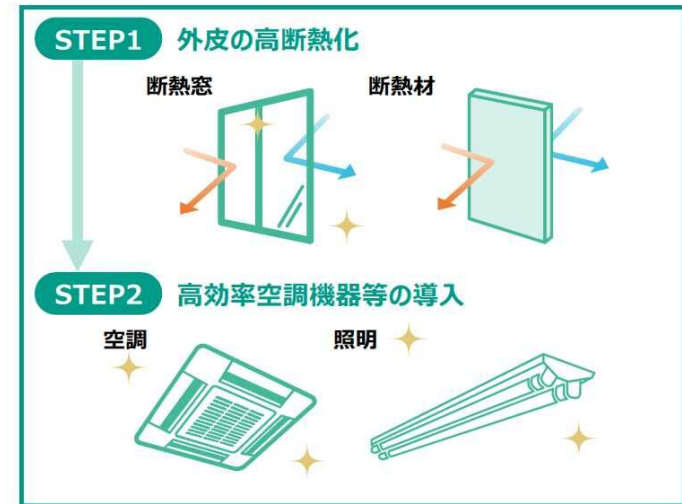
- 主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上※2削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと等
- 主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明等  
（設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。）
- 補助額：改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当等

②業務用建築物の脱炭素改修加速化支援に係るデータ管理・分析等の支援業務  
本補助事業により改修した建築物に関するデータの管理・分析等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

### 4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※1 ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上



# 再エネや蓄電設備等の導入

# (3) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業



## 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

### (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業



ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

#### 1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践するサステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿舍事業施設等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

#### 2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

- 補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舍事業者等）
- 補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備
  - ・再エネ設備（原則として導入が必要）
  - ・省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）
  - ・EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）
- 補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）
  - ①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと
  - ②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと
  - ③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光のみ1/3））（上限7,500万円）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

#### 4. 事業イメージ

ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化

補助対象設備

再エネ設備 (原則導入)	省エネ設備 (空調・断熱改修等)	充放電設備
	30%以上の省CO2	

補助要件

＋ <①～③の要件を全て満たす場合に補助>

①インバウンド対応	【例】
	トイレ洋式化 和洋室整備 国際認証取得
②脱炭素に関する取組の周知	
③地方公共団体実行計画区域施策編の策定	

ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化





# 集合住宅の省CO2化促進事業

## 集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和6年度予算（案） 3,450百万円（3,450百万円）】  
【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

### 1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

### 2. 事業内容

- (1)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。
- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
  - ②新築中層ZEH-M（4、5層）への定率補助：補助率1/3以内
  - ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
  - ④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- (2)既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））
- (3)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。  
 ※③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 平成30年度～令和7年度

### 4. 補助対象の例

#### (1) 省エネ・省CO2化

- ①低層ZEH-M
- ②中層ZEH-M
- ③高層ZEH-M



④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助



#### (2) 断熱リフォーム

トータル断熱  
高性能建材を用いた断熱改修

居間だけ断熱  
主要居室の部分断熱改修が可能



又は



# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）

## 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

### 1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図る。

### 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

- 【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

- 【委託】ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

### 3. 事業スキーム

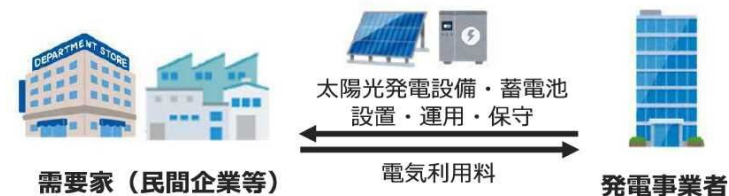
- 事業形態
  - ① 間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
  - ② 委託事業

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 事業イメージ

#### オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



#### 太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	5万円/kW			7万円/kW
購入	4万円/kW			—

\* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。

\* EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）





# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 （一部農林水産省・経済産業省連携事業）

## 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

### 1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

### 2. 事業内容

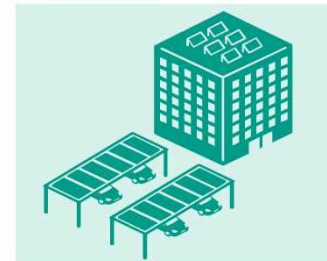
- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）**  
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）**  
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）**  
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。
- ④オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）**  
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

### 3. 事業スキーム

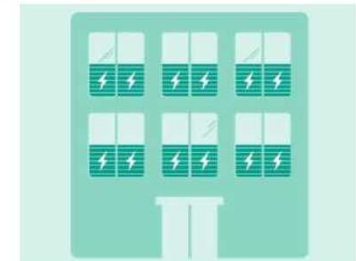
- 事業形態 ①～④：間接補助事業（補助率1/3、1/2、3/5）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間
 

① 令和3年度～令和7年度	② 令和4年度～令和7年度
③ 令和6年度～令和7年度	④ 令和4年度～令和6年度

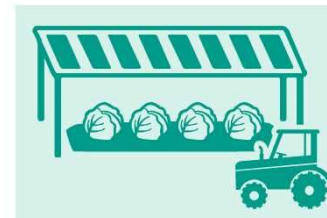
### 4. 事業イメージ



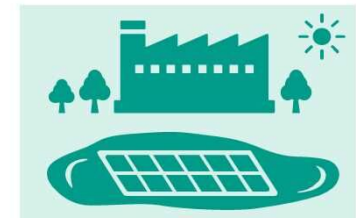
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光発電



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

#### ※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。





# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

## 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

### 1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱・未利用熱利用、太陽光発電以外の自家消費型再エネ発電等を支援。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出や寒冷地という脱炭素化の難しい地域でのモデル創出を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

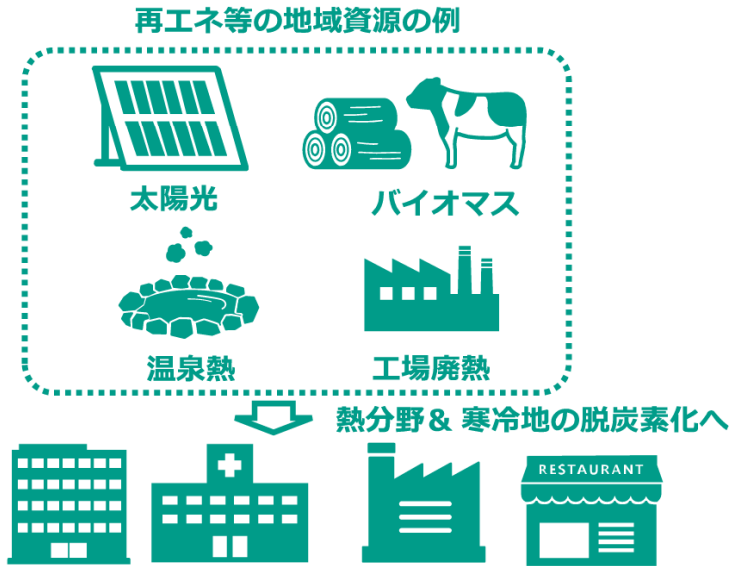
### 2. 事業内容

- ⑤再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業 (補助率3/4、1/3、1/2)  
地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用 (工場廃熱等)、自家消費型再エネ発電 (太陽光発電除く) 等について、コスト要件 (※) を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う (温泉熱の有効活用のための設備改修含む)。
- ⑥熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業地域 (補助率3/4、2/3)  
地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、(a)熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、(b)寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。
- ⑦新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)  
新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ⑤⑥間接補助事業 (計画策定: 3/4 (上限1,000万円) 設備等導入: 1/3、1/2、2/3)  
⑦委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ⑤⑦ 令和3年度~令和7年度 ⑥ 令和5年度~令和7年度

### 4. 事業イメージ



※⑤コスト要件  
 (熱利用) : 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト (※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく) より一定以上低いものに限る。  
 (発電) : 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

# 需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金



EARTH TONE  
Consulting

## 需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金

令和5年度補正予算額：160億円 ※国庫債務負担行為含め総額 256億円

令和6年度予算案額：100億円 ※国庫債務負担行為含め総額 160億円

【予算】 経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

### 事業の内容

#### 事業目的

2030年の長期エネルギー需給見通し等の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であるところ、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進する。  
また、全体の電力需給バランスに応じた行動変容を促すことができるFIP認定発電設備への蓄電池導入の促進を通じて、ピークシフトを促す。

#### 事業概要

(1) 需要家主導型太陽光発電導入支援  
再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備等の導入を支援する。

(2) 再エネ電源併設型蓄電池導入支援  
FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、蓄電池の導入を支援する。

【需要家主導型太陽光発電導入支援における主な事業要件例】

- 一定規模以上の新規設置案件※であること  
※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可
- FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
- 需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること  
※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。
- 廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと 等

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

民間事業者等が太陽光発電設備及び再生可能エネルギー併設型の蓄電池を導入するための、機器購入等の費用について補助する。

補助  
(1) 2/3、1/2、1/3  
(2) 1/2、1/3

国 → 民間団体 → 民間企業等

(1) 需要家主導型太陽光発電導入支援事業のイメージ

発電事業者（設備の所有者）※補助対象事業者

■設置場所イメージ

- 合計2MW以上（単価上限有）
- 需要家や自治体の遊休地
- 他社の工場、倉庫屋根等

複数地点での合計の場合、1地点につき30kW以上かつ、複数の平均が50kW以上

注意：自家消費に関する設備は補助対象外です。

30kW以上：複数の平均が50kW以上

小売電気事業者

電気の供給

7割以上の電気を利用する契約（8年以上）

電気の受給契約

需要家

※主に製造業等の大規模需要家を想定

- 再エネの利用を希望する需要家が、発電事業者と長期間の電気の利用契約等を締結<sup>※1</sup>
- 発電事業者は①の契約に基づき、太陽光発電設備の設置を行い、電気を供給
- 太陽光発電設備及び蓄電池の設置費用を補助<sup>※2</sup>

※1 実際の契約は小売電気事業者を介するものとなる。  
※2 対象設備はFIT/FIP制度及び自己託送を活用しないものに限る。  
また蓄電池は電力受給ひっ迫警報時の電力供給等の要件がある。

### 成果目標

2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する。



# エネルギーや冷媒等の転換



# 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金



EARTH TONE  
Consulting

資源エネルギー庁電力・ガス事業部  
ガス市場整備室

## 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

令和6年度概算要求額 **8.0億円（15億円）**

### 事業の内容

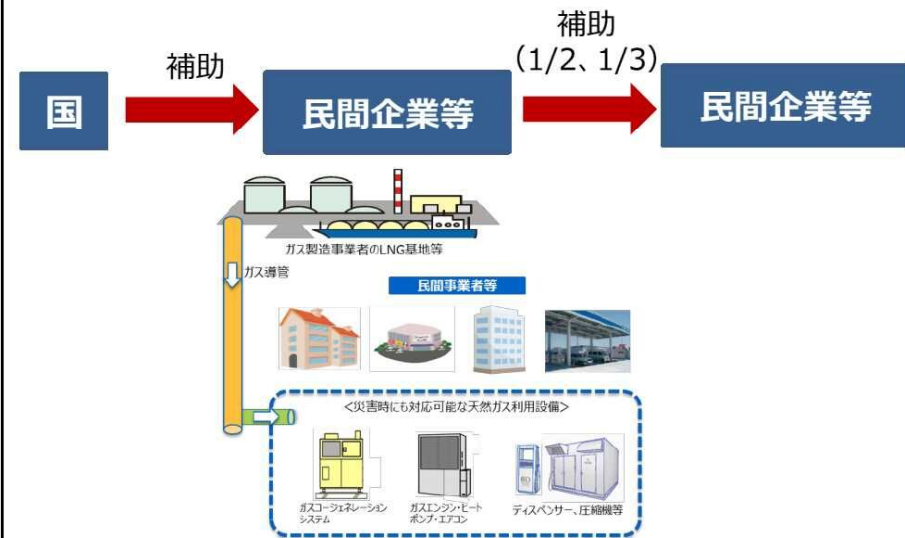
#### 事業目的

災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図る。

#### 事業概要

災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図るため、耐震性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける、災害時に機能を維持する必要性のある施設（避難施設、防災上中核となる施設等）、天然ガスステーションの施設において、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入・更新及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助を行う。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

令和3年度から令和7年度までの事業であり、令和6年度には44箇所、事業終了の令和7年度までに780箇所の導入を目指す。

# コールドチェーンを支える冷凍冷蔵設備の脱フロン・脱炭素化推進事業



EARTH TONE  
CONSULTING

## コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

(一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



環境省



【令和6年度予算(案) 7,000百万円(7,000百万円)】

コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

### 1. 事業目的

- ① モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
- ② 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
- ③ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
- ④ フロン排出抑制法の取組強化と相まった温室効果ガスの大幅削減に向けた検証

### 2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業(間接補助事業)

国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

(2) フロン類対策による省CO2効果等検証事業(委託事業)

冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等によるエネルギー起源のCO2排出削減効果・代替フロン排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

### 3. 事業スキーム

#### ■ 事業形態

(1) 間接補助事業 補助率：原則 1 / 3

- ※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。
- ※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

(2) 委託事業

■ 補助・委託対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

■ 実施期間 令和5年度～令和9年度

### 4. 事業イメージ

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業



#### 脱炭素型自然冷媒機器の例



食品製造ラインのフリーザー 中央方式冷凍冷蔵機器 冷凍冷蔵ショーケース





# 次世代自動車の普及促進



# (3) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業



## 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

### (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業



ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

#### 1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践するサステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿舍事業施設等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

#### 2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

- 補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舍事業者等）
- 補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備
  - ・再エネ設備（原則として導入が必要）
  - ・省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）
  - ・EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）
- 補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）
  - ①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと
  - ②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと
  - ③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光のみ1/3））（上限7,500万円）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

#### 4. 事業イメージ

ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化

補助対象設備

再エネ設備 (原則導入)	省エネ設備 (空調・断熱改修等)	充放電設備
	<b>30%以上の省CO2</b>	

補助要件

＋ <①～③の要件を全て満たす場合に補助>

①インバウンド対応	【例】			
		トイレ洋式化	和洋室整備	国際認証取得
②脱炭素に関する取組の周知				
③地方公共団体実行計画区域施策編の策定				

ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化



# クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

## クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

令和5年度補正予算額 **1,291億円**

製造産業局自動車課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
<p><b>事業目的</b></p> <p>運輸部門は我が国の二酸化炭素排出量の約2割を占める。自動車分野は運輸部門の中でも約9割を占めており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。また、国内市場における電動車の普及をてこにしながら、自動車産業の競争力強化により海外市場を獲得していくことも重要。電気自動車等の導入費用を支援することで、産業競争力強化と二酸化炭素排出削減を図ることを目的とする。</p> <p><b>事業概要</b></p> <p>導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出や量産効果による価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の生産設備投資・研究開発投資を促進する。</p>	<p><b>事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）</b></p> <p>国 → 補助(定額) → 民間企業等 → 補助(定額) → 購入者等</p> <p>電気自動車 (EV)      軽電気自動車 (軽EV)      プラグインハイブリッド自動車 (PHV)</p> <p>燃料電池自動車 (FCV)      電動二輪</p> <p>※補助対象例</p> <p><b>成果目標</b></p> <p>「グリーン成長戦略」等における、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進する。</p>



# 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進



EARTH TONE  
Consulting

## 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業



拡充

要求額: 1,201百万円

### 概要

- 自動車分野のカーボンニュートラルの実現に向けて、**電気自動車、燃料電池自動車など次世代の事業用自動車の普及促進**のため、地域の計画と連携して、**環境に優しい自動車の集中的導入や買い替えの促進を支援**する。

- ・ 事業用自動車(バス、タクシー、トラック等)は、自家用車に比べて1台当たりの走行距離が大きく使用年数も長いことから、次世代自動車への積極的な代替が重要。
- ・ 事業用自動車は、それぞれの使用方法に適した次世代自動車の開発と普及の促進が重要。

- ✓ 地域の計画と連携した次世代の事業用自動車の導入を支援
- ✓ 普及と車両価格の低減に応じて、補助額を段階的に設定

	【第Ⅰ段階】	【第Ⅱ段階】	【第Ⅲ段階】
概要	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達
補助上限	車両・充電設備等価格の1/3 又は通常車両との差額の2/3	車両・充電設備等価格の1/4~1/6	通常車両との差額の1/3
対象車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス 	電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー 	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック 

地域・事業ごとに最適な次世代自動車の導入

自動車メーカーによる開発の促進



# 商用車の電動化事業

(国土交通省・経済産業省連携事業)



EARTH TONE  
Consulting

## 商用車の電動化促進事業 (経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和5年度補正予算額 40,900百万円】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスの電動化を支援します。

### 1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標(2013年度比46%減)の達成に向け、商用車の電動化(BEV、PHEV、FCV等)は必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車(トラック・タクシー・バス)の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

### 2. 事業内容

本事業では、商用車(トラック・タクシー・バス)の電動化(BEV、PHEV、FCV等※)のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、今後10年間の国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下:新車販売の電動車割合20~30%、8トン超:電動車累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド車、FCV:燃料電池自動車

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率:2/3、1/4等)
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度

### 4. 事業イメージ

【トラック】補助率:標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象  
車両の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助率:車両本体価格の1/4 等

補助対象  
車両の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助率:標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象  
車両の例



EVバス



FCVバス

【充電設備】補助率:1/2 等

補助対象  
設備の例



充電設備

※本事業において、上述の車両と一体的に導入するものに限る



# ZEB・ZEHの普及促進



# (1)ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

## (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

### 1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

### 2. 事業内容

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)
- ②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)  
ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。  
◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。  
◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。  
・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業  
・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (2/3~1/4 (上限3~5億円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

### 4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

- ※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。
- ※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
- ※3 延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。



# 建築物のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB 支援事業



EARTH TONE  
Consulting



## 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

### 1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 建築物における更なる付加価値向上の可能性を模索し、快適で健康な社会の実現に貢献する。

### 2. 事業内容

#### ① LCCO2 (ライフサイクルCO2) 削減型の先導的な新築ZEB支援事業

運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等<sup>※1</sup>の導入を支援する。

- ◆補助要件：ZEB Ready基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1) 事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネ及び未評価技術の導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
  - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
  - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

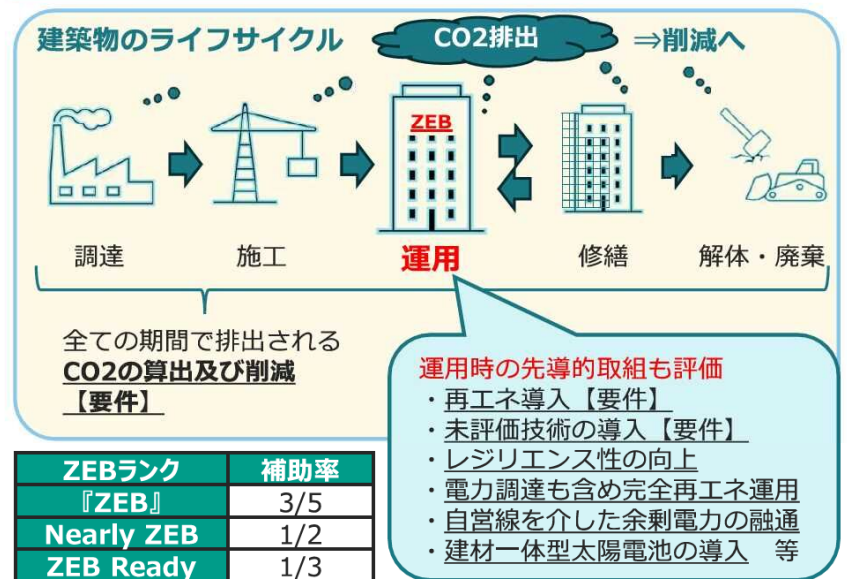
#### ② ZEB化推進に係る調査・検討事業

建築物の脱炭素化・ZEB化を先導・推進するために必要な調査・検討等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体<sup>※2</sup>、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

### 4. 事業イメージ



※1 EV等(外部給電可能なものに限る)を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助(上限あり)。

※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特別市を除く。延べ面積において10,000㎡以上の建築物については地方公共団体のみ対象。



# 集合住宅の省CO2化促進事業

## 集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和6年度予算（案） 3,450百万円（3,450百万円）】  
【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

### 1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

### 2. 事業内容

- (1)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。
- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
  - ②新築中層ZEH-M（4、5層）への定率補助：補助率1/3以内
  - ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
  - ④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- (2)既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））
- (3)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。  
 ※③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 平成30年度～令和7年度

### 4. 補助対象の例

#### (1) 省エネ・省CO2化



④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助



#### (2) 断熱リフォーム





# 調査・実証支援



# 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



EARTH TONE  
Consulting



## 脱炭素経営によるバリューチェーン全体での脱炭素化の潮流に着実に対応するための 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）



【令和6年度予算（案） 3,329百万円】  
【令和5年度補正予算額 4,034百万円】

### 工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

#### 1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。 ※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

#### 2. 事業内容

- CO<sub>2</sub>削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）**  
中小企業等による工場・事業場でのCO<sub>2</sub>削減目標・計画の策定を支援  
※ CO<sub>2</sub> 排出量を見える化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援**
  - 標準事業** CO<sub>2</sub>排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：1億円）
  - 大規模電化・燃料転換事業** 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：5億円）
    - 電化・燃料転換
    - 4,000t-CO<sub>2</sub>/年以上削減
    - CO<sub>2</sub>排出量を30%以上削減
  - 中小企業事業** 中小企業等による設備更新に対し、i) ii) のうちいずれか低い額を支援（補助上限：0.5億円）
    - 年間CO<sub>2</sub>削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO<sub>2</sub>(円)
    - 補助対象経費の1/2(円)
- 企業間連携先進モデル支援（補助率：1/3、1/2、補助全体上限5億円）**  
Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（2カ年以内）
- 補助事業の運営支援（委託）**  
CO<sub>2</sub>排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業
  - 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

#### 4. 事業イメージ

- CO<sub>2</sub>削減計画策定支援
- 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援

事業者	支援・補助
CO <sub>2</sub> 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO <sub>2</sub> 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助
CO <sub>2</sub> 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO <sub>2</sub> 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



#### ③企業間連携先進モデル支援



# 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業



EARTH TONE  
Consulting

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

## 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和6年度予算案額 **57億円（68億円）**

### 事業の内容

#### 事業目的

大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。

#### 事業概要

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援  
超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援  
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m<sup>2</sup>以上、既築：2千m<sup>2</sup>以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。
- (3) 次世代省エネ建材の実証支援  
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する。

※（1）については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与する。  
令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。





# (1)ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

## (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

### 1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

### 2. 事業内容

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)
- ②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)  
ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。  
・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業  
・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (2/3~1/4 (上限3~5億円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

### 4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

- ※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。
- ※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
- ※3 延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。



# 建築物のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB 支援事業



EARTH TONE  
Consulting



## 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

### 1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 建築物における更なる付加価値向上の可能性を模索し、快適で健康な社会の実現に貢献する。

### 2. 事業内容

#### ① LCCO2 (ライフサイクルCO2) 削減型の先導的な新築ZEB支援事業

運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等<sup>※1</sup>の導入を支援する。

- ◆補助要件：ZEB Ready基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1) 事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネ及び未評価技術の導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
  - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
  - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

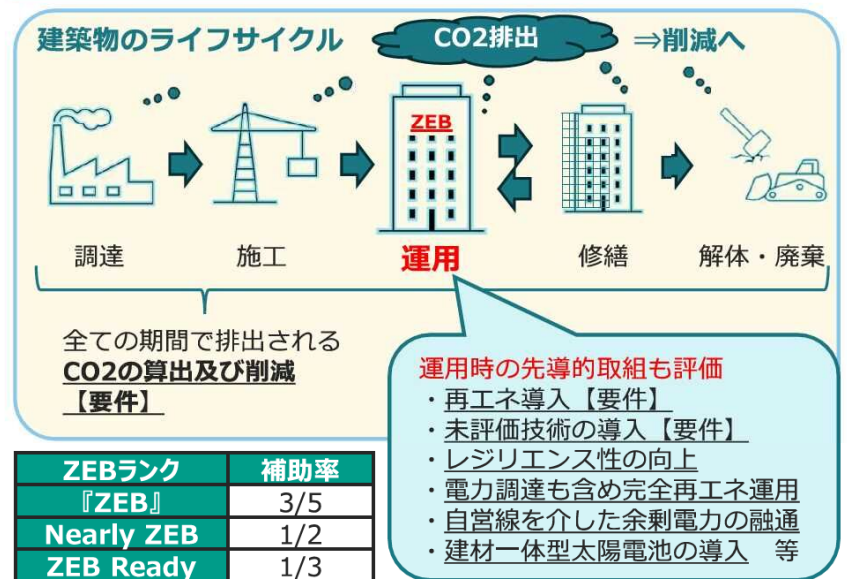
#### ② ZEB化推進に係る調査・検討事業

建築物の脱炭素化・ZEB化を先導・推進するために必要な調査・検討等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体<sup>※2</sup>、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

### 4. 事業イメージ



※1 EV等(外部給電可能なものに限る)を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助(上限あり)。

※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特別市を除く。延べ面積において10,000㎡以上の建築物については地方公共団体のみ対象。



# 集合住宅の省CO2化促進事業

## 集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和6年度予算（案） 3,450百万円（3,450百万円）】  
【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

### 1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

### 2. 事業内容

- (1)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。
- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
  - ②新築中層ZEH-M（4、5層）への定率補助：補助率1/3以内
  - ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
  - ④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- (2)既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））
- (3)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。  
 ※③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 平成30年度～令和7年度

### 4. 補助対象の例

#### (1) 省エネ・省CO2化

- ①低層ZEH-M      ②中層ZEH-M      ③高層ZEH-M



④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助



#### (2) 断熱リフォーム

トータル断熱  
高性能建材を用いた断熱改修

居間だけ断熱  
主要居室の部分断熱改修が可能







# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

## 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

### 1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱・未利用熱利用、太陽光発電以外の自家消費型再エネ発電等を支援。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出や寒冷地という脱炭素化の難しい地域でのモデル創出を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

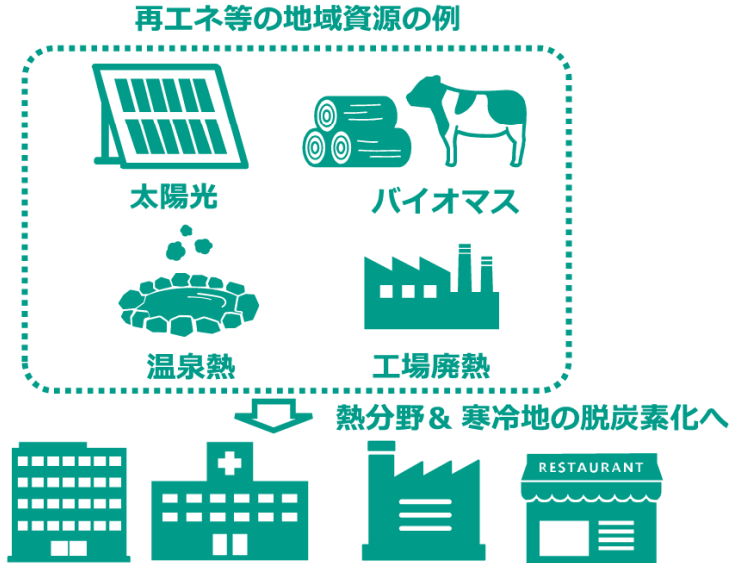
### 2. 事業内容

- ⑤再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業 (補助率3/4、1/3、1/2)  
地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用 (工場廃熱等)、自家消費型再エネ発電 (太陽光発電除く) 等について、コスト要件 (※) を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う (温泉熱の有効活用のための設備改修含む)。
- ⑥熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業地域 (補助率3/4、2/3)  
地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、(a)熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、(b)寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。
- ⑦新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)  
新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ⑤⑥間接補助事業 (計画策定: 3/4 (上限1,000万円) 設備等導入: 1/3、1/2、2/3)  
⑦委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ⑤⑦ 令和3年度~令和7年度 ⑥ 令和5年度~令和7年度

### 4. 事業イメージ



#### ※⑤コスト要件

(熱利用) : 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト (※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく) より一定以上低いものに限る。  
(発電) : 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。



# コールドチェーンを支える冷凍冷蔵設備の脱フロン・脱炭素化推進事業



EARTH TONE

## コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

(一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



環境省



【令和6年度予算(案) 7,000百万円(7,000百万円)】

コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

### 1. 事業目的

- ① モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
- ② 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
- ③ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
- ④ フロン排出抑制法の取組強化と相まった温室効果ガスの大幅削減に向けた検証

### 2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業(間接補助事業)

国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

(2) フロン類対策による省CO2効果等検証事業(委託事業)

冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等によるエネルギー起源のCO2排出削減効果・代替フロン排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

### 3. 事業スキーム

#### ■ 事業形態

(1) 間接補助事業 補助率：原則 1 / 3

- ※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。
- ※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

(2) 委託事業

■ 補助・委託対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

■ 実施期間 令和5年度～令和9年度

### 4. 事業イメージ

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業



#### 脱炭素型自然冷媒機器の例







# 業務用建築物の脱炭素加速化事業

## 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和5年度補正予算（案）11,100百万円】  
※4年間で総額33,929百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指す姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、商業施設や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、くらしの質の向上を図る。

### 2. 事業内容

#### ①業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

- 主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上※2削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと等

- 主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明等  
（設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。）

- 補助額：改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当等

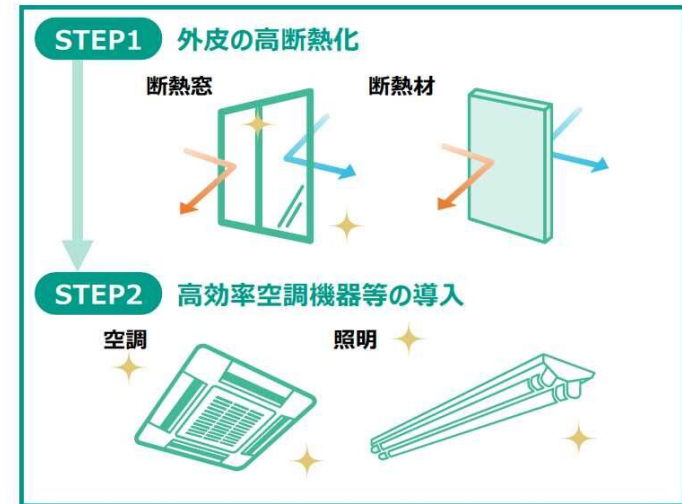
#### ②業務用建築物の脱炭素改修加速化支援に係るデータ管理・分析等の支援業務

本補助事業により改修した建築物に関するデータの管理・分析等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

### 4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※1 ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上